

特殊詐欺等防止機能付き電話機等 購入費補助金

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、防止機能の付いた電話機や機器を購入する方に対し、その費用を一部補助します。



対象者

65歳以上の人で、以下のすべてに該当する人

- ・市内に住民登録があり、居住している
- ・市内住居に対象機器を設置している
- ・市税の滞納がない

※1世帯につき1回まで



補助金額

購入及び設置に要した額の1/2
上限5,000円

※100円未満切り捨て

※予算額に達した時点で受付を終了します



必要な書類等

- ①領収書
- ②購入品の取扱説明書
- ③印鑑
- ④対象者名義の通帳またはキャッシュカード



申請期間

購入日から**3か月**以内

または**令和9年3月31日**

のいずれか早い日まで



対象の電話機等

次のいずれかの機能をもつ電話機または外部接続機器

- ①着信時に、相手方に警告メッセージを発生、かつ、通話内容を自動録音する機能
- ②迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの着信を自動判別し、着信を拒否または警告表示する機能

この通話は迷惑電話防止のため、録音されます。



申請の流れは裏面をチェック！

補助金申請から交付までの流れ

ステップ1

対象となる電話機等を購入し、販売店から以下の書類をもらってください。

- ①領収書（対象者の氏名、購入年月日、購入品名、購入金額、購入店名等が記載されたもの）
- ②購入品の取扱説明書（対象機器であることの確認がとれるもの）



電話機等を設置

ステップ2

補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に市民協働課（テラス沼田3階11番窓口）に提出してください。

- ①領収書
- ②購入品の取扱説明書
- ③印鑑
- ④対象者名義の通帳またはキャッシュカード

※補助金交付申請書兼請求書は窓口でお渡しいたしますが、ホームページからもダウンロードいただけます。



申請受付後、審査を行います。

ステップ3

審査通過後、市から交付決定通知書を送付します。
その後、申請時に指定した口座に補助金を振り込みます。

特殊詐欺は1本の電話から始まります。
知らない番号からの電話には注意しましょう！

【問い合わせ先】

沼田市役所 市民協働課 市民相談係

0278-23-2111（内線3056）